

※ 除外率の産業分類番号、設定業種及び除外率

除外率設定業種及びその除外率は、下表のとおりです。ハローワークにおいて判定された業種の事業主（事業所単位）については、報告書（Ⅰ）に、主たる「事業の種類」、「除外率の産業分類番号」及び「除外率」を記入してください。

除外率の 産業分類番号	除外率設定業種	除外率 %
02	林業（狩猟業を除く。）	35
051	金属鉱業	40
052	石炭・亜炭鉱業	50
054	採石業、砂・砂利・玉石採取業	10
055	窯業原料用鉱物鉱業（耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る。）	10
059	その他の鉱業	10
D	建設業	20
22	鉄鋼業	20
23	非鉄金属製造業（非鉄金属第一次製錬・精製業（231）を除く。）	5
231	非鉄金属第一次製錬・精製業	15
313	船舶製造・修理業、船用機関製造業	5
42	鉄道業	30
43	道路旅客運送業	55
44	道路貨物運送業	20
45	水運業	10
46	航空運輸業	5
47	倉庫業	5
481	港湾運送業	25
482	貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く。）	15
49	郵便業（信書便事業を含む。）	20
811	幼稚園	60
812	小学校	55
815	特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。）	45
816	高等教育機関（高等学校は含まない。）	30
819	幼保連携型認定こども園	60
83	医療業	30
853	児童福祉事業	40
8542	介護老人保健施設	30
8543	介護医療院	30
923	警備業	25
V	船員等による船舶運航等の事業	80
S	国内電気通信業（電気通信回線設備を設置して行うものに限る。）	5

（注）V及びSは、障害者雇用納付金制度上、便宜的に付けた記号です。